平成２２年（フ）第５７３号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目４番39号　第７寿荘105号
債務者　山田真里子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８５号
北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目11番地10
債務者　古川　利恵
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１０号
札幌市豊平区月寒東４条10丁目２番20号　第２長谷川コーポ２階10号
債務者　石田美香子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１７号
札幌市中央区北４条西11丁目36番地１　ＬＥＥ　ＳＰＥＡＣＥ　Ｎ４―1105号
債務者　高嶋　智江
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７号
青森県八戸市大字鮫町字先祖ケ久保10番地52
債務者　松村　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
青森県八戸市内丸３丁目７番17号　プリマヴェーラオオミナミ105号
債務者　石川タイ子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
山形県西置賜郡飯豊町大字小白川3566番地の２
債務者　青木なお子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４１号
山形県米沢市広幡町成島2107番地の58　有限会社ヘンミケンネル内
債務者　酒井智佳子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４２号
山形県米沢市城西４丁目９番８号　ハイツサウンド207号室
債務者　牛木　　献
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３１号
福島県会津若松市湊町大字原字新橋146番地
債務者　長谷川竜也
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１７７６号
埼玉県上尾市大字向山550番地１　日建シェトワＮＯ４―107
債務者　疋島　義隆
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７７号
埼玉県上尾市大字向山550番地１　日建シェトワＮＯ４―107
債務者　疋島　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１５号
さいたま市緑区大字中尾75番地　サンライズ２―203号
債務者　安田　守雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
埼玉県蕨市中央７丁目19番４号　第３笑和コーポ102号
債務者　齋藤　大作
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字新堀2034番地６
債務者　清水美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
埼玉県川口市大字西立野867番地　ディアフレンドＫＯＩＺＵＭＩ　306号
債務者　中本　友也
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
さいたま市緑区原山３丁目11番21号　原山ハイム201、旧住所さいたま市緑区原山３丁目14番13号　浦和ファミリーハイツ302
債務者　宮嶋　伸衣
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係